

デロイト トーマツ チャイナ ニュース ダイジェスト版(2016 年第 2 四半期号)

(Vol.161 2016 年 4 月号 - Vol.163 2016 年 6 月号の掲載記事より、一部抜粋しています)

投資情報

純資産に基づく外債管理の全国実施

2016 年 5 月 3 日より、中国人民銀行「クロスボーダー融資に対するマクロブルーデンス管理の全国実施に関する通知」(以下、“本通知”と表記)が施行されています。本稿では、本通知に基づくマクロブルーデンス管理による外債管理(以下、“MPP”と表記)の概要と、従前の投注差による管理方法との相違点について解説します。

中国の外債管理は、各企業に対し外債限度額を設定し、外債利用額をこの外債限度額の枠内に収まるようコントロールすることにより行われています。本通知により、これまで外債限度額設定の基準値であった投注差に代わり、純資産等を基準値とする外債限度額設定¹を選択することが可能となりました。但し、一旦採用した管理方法は継続適用が求められる点や、MPP を採用した場合は従前の管理方式と比較しリスク率などの変更を通じた当局による政策的な介入余地が大きい点に留意する必要があります。

	投注差	MPP
外債限度額	投資総額と登録資本との差額	純資産等 × 政策的パラメーター
外債利用額	短期外債残高 + 中長期外債発生額(オフバランス債務は範囲外)	外債残高(オフバランス外債は公正価値) × 各リスク率

投注差における外債限度額は投資総額や登録資本に変更がない限り変動しませんが、MPPの基準値である純資産等の額は経営成績等により年々変動します。投注差における外債調達可能額がないまたは少ない企業では、MPPの下で外債限度額が増える可能性があります。

投注差管理においては中長期外債の方がよりリスクが大きいと捉え返済後でも外債利用額にカウントされるのに対して、MPPでは短期外債の方がより資金繰りがタイトだと考えられ、同額の中長期外債の1.5倍の外債利用額としてカウントされます。また、MPPでは原則として帳簿残高により外債利用額を計算します。従って、すでに返済された中長期外債により外債調達可能枠が圧迫されている企業の場合、MPPを選択適用することにより調達可能額に余裕が生まれる可能性があります。

MPPの詳細については、デロイト トーマツ チャイナ ニュースVol.162 (2016年5月号) 投資情報をご覧ください。

¹ MPP では、外債限度額は、純資産等を基準値とし、これに中国当局が国内外の経済状況に合わせて国際収支を調整するために設定した政策的なパラメータを加味して計算します。一方で、外債利用額は計算時点の外債残高をベースに、中国当局が決めたリスクファクターを加味して計算を行います。

税務情報

越境電子商取引に係る新しい租税政策の実施

2016年4月8日から、越境電子商取引(以下、越境EC)の小売輸入(企業と消費者の取引、即ちB2C)に対して新しい租税政策が実施されています。これにより、個人が越境ECにより輸入する商品(以下、“越境ECの小売輸入商品”)を行郵税の課される輸入物品ではなく、輸入関税、増値税および消費税の課される輸入貨物として扱うこととなります。但し、当該商品に対する税金(関税、増値税および消費税)は一般輸入貨物とは異なる方法で計算、徴収されることとなります。概要は以下の通りです。

1. 従来の政策との比較

越境ECの小売輸入商品に対する新しい租税政策と輸入物品に対する行郵税政策における主な事項の比較は下表の通りです。

	越境ECの小売輸入商品に対する新政策	輸入物品(個人による郵送物品)に対する行郵税政策
各政策が適用される取引の上限額(*1)	1回の取引は2,000元、個人の年間の取引は2万元	原則として、1回の取引につき、香港、マカオ、台湾からの輸入は800元、その他の場合は1,000元
課税価格	実際の取引価格(商品の小売価格、運賃と保険料を含む)	「課税価格表」に記載された固定価格(当該表に記載がない場合、同一物品、同一源泉地の直近の主要市場における小売価格)に基づき決定。ただし、試験的運用地区の越境EC企業は、電子注文書の実際の販売価格を課税価格とする。
適用税率	関税税率0% 増値税、消費税は、法定納税額の70%を徴収	2016年4月7日以前:10%、20%、30%、50% 2016年4月8日以降(*2):15%、30%、60%
免税枠	なし	輸入税額が50元以下の場合は免税
返品および税額還付	通関日から30日以内に返品する場合は、税額還付を申請可能。	なし

*1: 当該上限額を超える場合、一般輸入貨物として扱われる。

*2: 新政策の実施と併せて、輸入物品に適用される行郵税税率も調整された。

2. 新政策の適用範囲

越境ECの小売輸入商品に対する新しい租税政策は、「越境ECの小売輸入商品リスト」に列挙された商品に対してのみ適用されます。また、新しい租税政策は、取引が次のいずれかの条件を満たす場合に適用されます。

- 税関とネットワークでつながるECプラットフォームを通じた取引であり、取引、支払、物流の電子情報(“三単”)の照合が実現できること。
- 税関とネットワークでつながるECプラットフォームを通じた取引ではないが、宅配、郵便企業が統一的に取引、支払、物流等の電子情報を提供でき、かつ相応の法的責任を負うことを承諾すること。

商品または取引が上記の適用条件を満たさない場合、行郵税政策が適用されることとなります。

詳細は、デロイト トーマツ チャイナ ニュースVol.162 (2016年5月号) 税務情報をご覧ください。

会計情報

「企業会計準則第 14 号 - 収益」の改訂公開草案の公表

1. 概要

中国の会計基準設定主体である財政部は、2015年12月7日に、企業会計準則(以下、「新準則」)具体準則の「第14号-収益」の改訂版の公開草案(以下、「公開草案第14号」または「本準則」)を公表しました(意見募集期限は2016年4月30日)。今回公表された公開草案第14号の内容は、基本的に国際財務報告基準IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」(以下、「IFRS15」)の考え方を全面的に取り入れたものとなっています。

2. 適用範囲

公開草案第14号は、原則として、すべての顧客との契約に適用されるとしていますが、新準則「第2号 - 長期持分投資」「第21号 - リース」「第22号 - 金融商品の認識及び測定」「第25号 - 元受保険契約」「第26号 - 再保険契約」にかかる項目を適用対象外としています。なお、現在、新準則体系には、別途、「第15号 - 工事契約」がありますが、今回改訂の公開草案第14号は工事契約も対象にした包括的な収益認識のための会計基準となっています。

3. 公開草案第14号のポイント

本準則では、IFRS15で規定されている収益認識のための重要な5つのステップ(顧客との契約の識別 契約における履行義務の識別 取引価格の算定 取引価格の履行義務への配分 履行義務充足時の収益の認識)の考え方を踏襲しています。また、顧客との契約を履行する際に発生したコストが、他の企業会計準則の規定する範囲に含まれず、「当該コストが、契約または獲得が予想される契約に直接関連している」などの要件を満たす場合には、この契約を履行するためのコストから資産を認識する必要があります。

企業が、本人として取引を行っているか代理人であるかは、顧客に財を移転(またはサービスを提供)する前に、その財(またはサービス)を支配しているか否かにより、自らの取引における性質が本人であるのか代理人であるのかを判断します。企業が、顧客に財を移転(またはサービスを提供)する前に、その財(またはサービス)を支配している場合、当該企業は本人であり、すでに受け取ったまたは受け取ると見込んでいる対価の総額により収益を認識する必要があります。そうでなければ当該企業は代理人であり、すでに受け取ったまたは受け取ると見込んでいる対価の総額から取引先に支払うべき金額を控除した後の純額、または、定められたコミッション金額または比率により収益を認識する必要があります。

4. 今後の対応

「収益」は、日本でも、2016年2月に企業会計基準委員会が「収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見の募集」を公表し新たな会計基準の設定に取り組み始めている領域であり、IFRSへの移行を考えている企業だけでなく日本基準を継続的に適用していく企業にとっても、検討すべきテーマとなってきています。公開草案第14号通りに、2018年から適用となった場合、2017年も比較対象年度として遡及修正する必要があり、準備のための時間が限られている点は留意が必要です。

詳細は、デロイト トーマツ チャイナ ニュースVol.161 (2016年4月号) 会計情報をご覧ください。なお、本記事の意見にわたる部分は執筆者の私見であり、デロイト トーマツ グループの公式見解ではありません。

デロイト トーマツ グループ / 徳勤華永会計事務所 LLP (デロイト中国) による、中国事業展開サポート、日系企業サービスのご紹介:

詳細情報は、下記の各 Web サイトをご参照ください。

- デロイト トーマツ グループ 中国ビジネスサポート:
<http://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/international-business-support/solutions/gbs/china.html>
- デロイト中国 JSG (日系企業サービスグループ):
<http://www2.deloitte.com/cn/en/pages/international-business-support/solutions/jsg-japanese.html>

デロイト トーマツ グループによる、中国事業展開サポート、日系企業サービスのお問い合わせ先:

デロイト トーマツ合同会社 中国室 〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル 代表電話: 03-6720-8341 / Fax: 03-6720-8346 E-mail: chugoku@tohmatu.co.jp	有限責任監査法人トーマツ 福岡事務所 国際部 〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ 代表電話: 092-751-1813 / Fax: 092-751-8990 E-mail: fukuoka_kokusai@tohmatu.co.jp
有限責任監査法人トーマツ 大阪事務所 中国室 〒541-0042 大阪市中央区今橋 4-1-1 淀屋橋三井ビルディング 代表電話: 06-4560-6031 / Fax: 06-4560-6039 E-mail: jposakats_jimukyoku@tohmatu.co.jp	有限責任監査法人トーマツ 名古屋事務所 〒450-8530 名古屋市中村区名駅 1-1-1 JP タワー名古屋 代表電話: 052-565-5511 / Fax: 052-565-5548

「デロイト トーマツ チャイナ ニュース」のバックナンバー

<http://www2.deloitte.com/jp/chinanews>

「デロイト トーマツ メールマガジン / デロイト トーマツ チャイナ ニュース」の配信申し込み

http://www2.deloitte.com/jp/ja/footerlinks/email-magazines.html?icid=bottom_emailmagazines

お問合せ先: デロイト トーマツ合同会社 中国室 E-mail: chinanews@tohmatu.co.jp

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人およびDT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,700名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約225,000名の専門家については、Facebook、LinkedIn、Twitter もご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”) はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。